



みどり
水土里ネット

No.36

広報はとまがわ

H24. 4. 1 現在

地区面積 56,518,940㎡

組合員数 3,707名



平成23年度 新沢浦支線排水路災害復旧工事

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災した施設は、現在平成24年の営農に間に合うよう急ピッチで工事が進められています。

H24. 4. 15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220 (58) 2024代 FAX 0220 (58) 2784

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

平成24年 通常総代会開催

提出21議案 全件可決

去る三月八日登米市南方農村環境改善センターに於いて、平成二十四年通常総代会が、総代総数八十名中七十四名の出席を得て開催されました。

まず、上野理事長が「本日は、平成二十四年通常総代会を招集したところ、公私ともにご多忙の中多数の方々にご出席を賜り、盛会に開会されますこと衷心より御礼申し上げます。また、當日頃より土地改良区の業務運営、事業施行にあたりましてご支援ご協力を賜り御礼を申し上げます。

さて、昨年の三月十一日の東日本大震災において被災された方々に対しましてお見舞い申し上げます。当土地改良区におきましても、約三億円に上る甚大な災害を被り、膨大な災害復旧工事を抱え、宮城県に支援を要請し復旧にあたりました。補助率増高申請を行った結果、県主体工事は九十二%、改良区は八十一%の補助率となりました。また小規模被災につきましては、県より三分の一の補助をいただき工事を施行しているところであります。このため組合員から申請されていた平成二十四年度維持管理工事については、悪天候も伴

い若干遅れる見通しであります。

本日提案しております、農林水産強化基盤整備促進事業をもつて施行する暗渠排水整備事業地区は四六〇ヘクタールを予定しておりますが、これにつきましては、地元の合意形成こそが最重要となりますのでその折には総代皆様方のご協力を宜しくお願いいたします。本年度賦課金でございますが、県内に六十数箇所ある土地改良区内の三分の一が被災し、その土地改良区のはとんどが賦課増となるようでありましたが、本土地改良区は事務費を十アール当たり二百円減額するなど、当土地改良区が行ってきた施策の効果と皆様方のご支援によるものと感謝申し上げます。

最後に、この総代会に第一号議案から第二十一号議案まで提出しておりますので、慎重審議の上原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。」と挨拶を述べました。その後、議長に佐藤栄吾総代（追町）が選出され、平成二十四年度予算を主とした、二十一件の提出議案が慎重審議され原案のとおり可決し、午後零時二十分閉会しました。



議長に選任された佐藤総代



挨拶を述べる上野理事長



審議風景

議決事項

- ▼第一号議案 追川沿岸土地改良区会計細則の全部改正に伴う承認について
- ▼第二号議案 平成二十三年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第三回）に係る承認について

- ▼第三号議案 平成二十三年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第二回）に係る承認について
- ▼第四号議案 平成二十三年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第四回）に係る承認について
- ▼第五号議案 平成二十三年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第三回）に係る承認について
- ▼第六号議案 平成二十三年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第五回）に係る承認について
- ▼第七号議案 平成二十三年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分（第四回）に係る承認について
- ▼第八号議案 農業体質強化基盤整備促進事業実施計画の承認について
- ▼第九号議案 小規模農地等復旧支援事業について
- ▼第十号議案 平成二十三年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第十一号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第三十六期生（H二四・H二八）加入並びに実施計画の承認について
- ▼第十二号議案 予算外負担契約の締結について
- ▼第十三号議案 平成二十四年度一般会計歳入歳出予算議決について
- ▼第十四号議案 平成二十四年度特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出予算議決について
- ▼第十五号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- ▼第十六号議案 平成二十四年度特別会計（無栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十七号議案 平成二十四年度農地転用決済金の徴収額決定について
- ▼第十八号議案 平成二十四年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十九号議案 平成二十四年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について
- ▼第二十号議案 平成二十四年度賦課金及び用水使用料の徴収について
- ▼第二十一号議案 役員の補欠選挙について

役員補欠選挙執行

理事行澤貢一氏の逝去により、欠員となっていた役員の補欠選挙が平成二十四年通常総代会において執り行われ、無投票で泉敬志氏（五十八歳）が当選されましたので紹介致します。

一層のご活躍を期待致します。

泉 敬 志 氏

登米市米山町西野字新町五

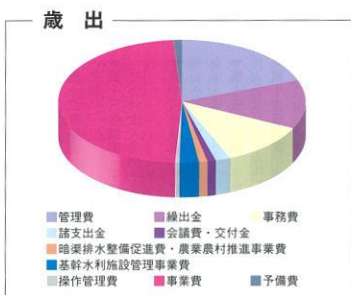
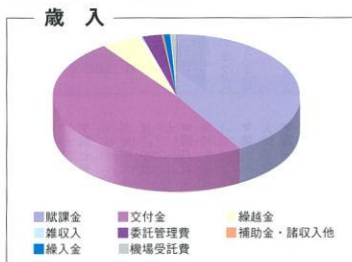


選挙管理者佐藤総代から当選通知を受ける泉理事

平成24年度 一般会計予算

予算額 1,406,995,000円

項 目	予 算 額
賦 課 費	584,537,900
交 付 金	682,380,000
繰 越 金	75,017,000
雑 収 入	4,007,100
委 託 管 理 費	37,300,000
補助金・諸収入他	3,290,000
繰 入 金	11,200,000
機 場 受 託 費	9,263,000



項 目	予 算 額
管 理 費	276,069,000
繰 出 金	180,005,600
事 務 費	158,779,000
諸 支 出 金	29,640,000
会 議 費 ・ 交 付 金	14,063,200
暗 渠 排 水 促 進 費 他	14,600,000
基 幹 水 利 施 設 事 業 費	35,747,000
操 作 管 理 費	9,263,000
事 業 費	676,997,000
予 備 費	11,831,200

平成24年度特別会計予算

◎ 県営・県営事業償還金	167,378,000円
◎ 燕栗沼遊水地事業積立金	97,627,000円
◎ 農地転用決済金積立金	51,091,000円
◎ 財政調整積立金	443,054,000円
◎ 職員退職給与積立金	252,490,000円
◎ 担い手育成支援事業	4,954,000円

維持管理

インフォメーション

本田揚水は4月28日から

◇ 機場の運転について

▼ 揚水開始に伴うゴミ流しについて

4月23日 午前9時から4時間程度 米山揚水機場・山吉田揚水機場・西館揚水機場

4月23日 午後1時から2時間程度 南方揚水機場

※4月27日（月）に補助機場並びに二段汲み機場の水源確保のため、午前9時から日中の時間帯に揚水を供給しますのでお知らせします。

水路管理人が事前に関係路線の分水並びにゲートの確認を行います但組合員の方々もご注意願います。

▼ 本 田 揚 水

4月28日の午前6時から運転を開始し、8月31日まで昼夜運転で本田揚水を行います。

なお、揚水の終了については、稲の生育状態により延長することもあります。

※4月末から5月初めの連休にかけて農作業が集中するため、用水不便を来す所もありますが、水路管理人をもって調整し、それでも困難な路線については番水制を取ることもあります。

▼ 排水調整について

降雨量や揚水の残水が多く農作物や地域に被害が及ぶ恐れがある場合は優先的に排水運転をします。

排水のため機場が稼働している場合は用水の供給を止めますのでご理解願います。

6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水を有効に利用し、節水に心掛け、経費節減を図るため、6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日とします。

揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月～8月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

〔米山機場 山吉田機場 高石機場 西館機場 南方機場 西機場〕
〔砥落機場 西郷機場 三方島機場 早稲田機場 穴山機場〕

その他の機場 6月～8月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

◇ 用排水路の管理について

▼ 水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、小用小排水路については、組合員個別に清掃と管理をお願いします。

節水に心掛け、限りある水資源を 大切に使用しましょう！

許可水利権について

水利権とは

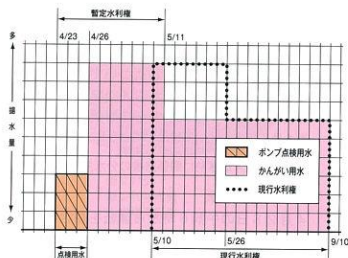
河川、湖沼の水を取水し利用する事ができる権利で、河川法が規定する公法上の権利です。

当土地改良区管内の農業用水は、迫川をはじめ一級河川を水源として国土交通大臣の許可(許可水利権)のもと取水していますが、水利使用規則に反し不適切な取水を行った場合には、水利権の取り消し処分を科せられることもあるため、これまで以上の緻密な用水管理が必要となります。夏季においては長期的な水不足も懸念されるため、組合員各位におかれましては更なる節水のご協力をお願いいたします。

許可最大取水量

区 分	期 間	代掻き期	普 通 期
		4月26日～ 5月10日	5月11日～ 9月10日
米山揚水機場		5.82m³/s	4.04m³/s
山吉田揚水機場		8.05m³/s	5.68m³/s
西館揚水機場		1.55m³/s	1.06m³/s

※毎秒当たりの取水量が厳しく決められており、許可取水量を超えると違法となり罰則の対象となります。なお、上記の取水量は、佐沼観測地点における迫川の規定流量を超える部分での取水が許可されたものとなります。



事業地区別償還金残額調書

平成24年度末

単位：円

地 区 名	県営ほ場整備	県営かんばい	平準化事業	団体営事業	10a当残金	最終償還年度
県第1地区	千貴 千 貴 区	248,164	1,164,400		820	H26 (H27)
	分 区 野 谷 地 区	102,393	255,600		1,503	H25 (H27)
	畑 岡 分 区	1,480,373			1,945	H26
	一 の 曲 分 区	1,387,768	26,020,000		35,967	H25 (H34)
第 2 地 区		6,588,917			1,589	H25
第 4 地 区		2,084,629			960	H26
第 6 地 区			52,230,000		14,348	H24 (H31)
第 10 地 区		9,700,882			2,827	H27 (H24)
第 11 地 区		2,452,781	24,790,000		23,896	H29 (H32)
第 13 地 区		14,356,148			13,897	H26
長沼地区	町 新 田 区	3,285,921			21,905	H32
	地 糧 区	2,964,429			19,374	H32
北 浦 地 区		15,948,687			29,534	H33
泊南地区	泥 内 区	22,502,305			47,775	H34
	土 手 ノ 内 区	8,566,146			33,991	H34
	茂 伝 治 区	1,617,327			23,439	H34
野 谷 地 区		53,487,974			25,242	H36
城 内 地 区		12,700,597			17,047	H37
添 沼 地 区				6,256,389	24,925	H30
平 貝 地 区				9,450,000	51,359	H33

※償還残金には、利息が含まれない金額となります。() は、平準化事業の最終償還年度

平成23年3月11日発生

東北地方太平洋沖地震管理施設復旧状況

この地震で被災した施設を復旧するため、当土地改良区では国、県が支援する事業を取り入れ農家負担の軽減を図っています。

● 災害復旧事業

申請箇所 西館幹線用水路他31地区
事業費 176,456,000円（内地元負担額21,254,175円）
※補助率 ～ 激甚災害の指定を受け、補助率増高申請の手続きを行い、基本補助率の65%から下記の補助率となりました。
農業用施設：登米市内 81.8% 涌谷町管内 90.5%
※事業主体変更 ～ 当土地改良区において、管内の被災が広範囲にわたるほか災害復旧事業の申請件数が多く、工事施工にあたって監督員等人員不足の状況であることから、宮城県と協議し32地区の内9地区については、事業主体を宮城県に変更して施行しました。この結果補助率が92.72%になり更に地元負担が軽減されました。

● 小規模農地等復旧支援事業

事業趣旨 県は東日本大震災で被災した営農の基盤である農地・農業用施設等が被災した地域に於いて、早期の復旧及び営農再開を図るため、国の災害復旧事業に該当しない小規模な復旧のための経費（維持管理工事費）に係る農家負担を支援する。
補助内容 小規模な農地・農業用施設等の復旧に係る経費とし、1箇所当たりの工事費が原則400千円未満とする。
補助率 津波区域 1/2以内、津波区域以外 1/3以内
本土地改良区事業申請：128地区 事業費 54,319,882円 補助金 18,106,000円

農地・農業用施設等緊急調査 旧迫川地区排水機場緊急点検事業

東北地方太平洋沖地震により被災し、漏油が確認された南方揚水機場3号主ポンプ分解点検整備及び南方幹線用水路（パイプライン）継ぎ手部の漏水補修を国直轄事業により復旧。

点検整備内容

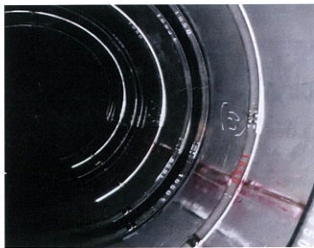
- 主ポンプ分解時の点検
- 主ポンプ用電動機及び減速機の機能診断
- 軸受及び水中軸受等の交換

工事費 31,500,000円

漏水補修

- 被災箇所及び被災状況調査
- 復旧工法 内面バンド及びシール材
- 施工箇所 19箇所

工事費 7,623,000円



発注者 東北農政局北上土地改良調査管理事務所（岩手県盛岡市）
受注者 南方揚水機場 株式会社 西島製作所 仙台支店
南方幹線用水路 若鈴コンサルタンツ株式会社 東北支店

《農業体質強化基盤整備促進事業》

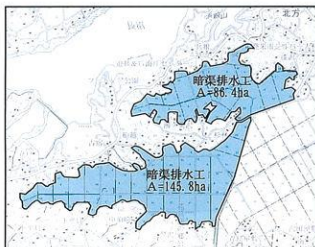
- 事業の目的** 農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応し、農業の体質を強化することを目的とする。
- 採 択 基 準** 市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域内で、1地区の事業費2,000千円以上であること。

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	補助率・助成単価
定率助成	(1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道 (6)農用地保全	施設の新設、廃止又は変更 暗渠の新設又は変更 客土、混層耕、除穢、心土破碎及び土壌改良 農用地の区画形質の変更 農作業道の変更 (1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	事業費の1/2
定額助成	(1)区画拡大 (水路の変更を伴わないもの) (2)区画拡大 (水路の変更を伴うもの) (3)暗渠排水	畦畔除去、均平作業等による区画拡大 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大 吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	10万円/10a 20万円/10a 15万円/10a

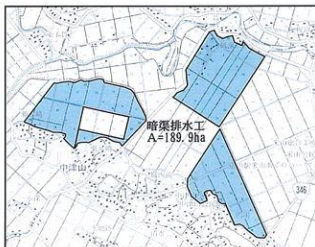
平成23年度 迫川沿岸(1)地区 事業採択

- 事業費** 633,150,000円(面積A×15万円/10a)
- 工事期間** 平成23年度(H24.2)～平成24年度(H25.2)
- 工事内容** 暗渠排水工 ΣA=422.1ha

【施工計画地区】



天形地区 A=86.4ha 船越地区 A=145.8ha



西野西部地区 A=189.9ha

施設の機能維持保全と農村景観形成活動

《今年の穴山幹線用水路壁画作品》

活動への参加により、ゴミの不法投棄抑止や草刈り等維持管理費用の節減と地域の方々の憩いの場となるなど、大きな効果が出ています。

9月16日 米山町在住の個人 L=6.0m



9月24日 南方町の家族と友達



6人 L=4.5m



10月8日 米山町八軒小路子供会



18人 L=6.0m



10月30日 米山Jrバスケットクラブ



15人 L=12.0m



用水路壁画アート、農業水利施設見学を募集します！

土地改良区では、壁画活動及び農業水利施設見学を通じて、その施設が基幹産業である「農業」を支え、洪水防止など多面的機能を持つことを啓発しています。

組合員の皆様、地域の各種団体等への呼びかけをお願いします。

平成24年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成24年 5 月 15 日	平成24年 5 月 31 日	40%
第 2 期	平成24年 10 月 1 日	平成24年 10 月 15 日	30%
第 3 期	平成24年 11 月 15 日	平成24年 11 月 30 日	30%

ただし、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

昭渠排水整備促進事業事務費は、第3期一括徴収とする。（完納奨励金は対象外とする。）

2) 用水使用料

平成24年10月1日発布、平成24年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

昭渠排水整備促進事業事務費、用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

3 1,000㎡当たり賦課金

（単位：円）

区 分		1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減	区 分		1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減
経 常 賦 課 金							
事 務 費	田	3,200	△ 200	県 ぼ 第 2 地 区		1,700	
	畑	1,600	△ 100	県 ぼ 第 5 地 区		1,200	△ 100
第 1 地 区		2,300		県 ぼ 第 10 地 区		1,500	△ 400
第 2 地 区		3,500		県 ぼ 第 4 地 区		1,700	
排 水 地 区		2,000		県 ぼ 第 6 地 区		5,400	△ 2,300
	1/2	1,000		県 ぼ 第 11 地 区		9,200	△ 2,600
沼 崎	沼 崎	5,700		県 ぼ 第 13 地 区		12,100	△ 300
	大 平 前	2,000		県 ぼ 第 3 地 区		680	△ 620
内 浦 地 区		6,100		県 ぼ 第 7 地 区		4,170	△ 230
米 山 地 区		3,100		県 ぼ 第 8 地 区		0	△ 800
昭渠排水整備促進事業事務費		7,500	新規	野 谷 地 区		3,100	
特別会計賦課金				城 内 地 区		1,500	△ 100
県 営 かん ばい	第 1 地 区	330	△ 70	添 沼 地 区		4,800	50
	第 2 地 区 田	20	△ 40	長 沼 町 新 田 区		6,300	△ 2,400
	第 2 地 区 畑	4	△ 6	地 区 地 糧 区		8,800	△ 1,700
	千 貴 千 貴 区	1,900	△ 2,500	北 浦 地 区		8,200	500
県 ぼ 第 1 地 区	分 区 野 谷 地 区	2,400	△ 600	泥 内 区		7,300	
	畑 岡 分 区	1,700	△ 200	迫 南 部 地 区		土 手 ノ 内 区	4,100
	一 の 曲 分 区	10,900		茂 伝 治 区		3,300	
				平 貝 地 区		5,800	新規

用水使用料

（単位：円）

区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料
事 務 費	3,200	第 2 地 区	1,750	内 浦 地 区	4,270
第 1 地 区	1,150	排 水 地 区	1,000	米 山 地 区	1,395

諸変更手続きはお済みですか？

組員資格得喪届出

土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。

名義や住所に変更があったとき

組員の方が死亡されたとき。
或いは経営を移譲されたとき。
または、住所を変更したとき。

農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または、第三者に移譲されたとき。

農地を農地以外に転用したとき

地区内にある農地を宅地等に転用したとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。

開田を作付または休耕したとき

作付けしていた開田を休耕したとき。或いは休耕していた開田を作付けしたとき。

振替口座の移動等があったとき

組員の方が死亡されたとき。
或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

詳しいことについては、会計課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成24年度農地転用決済金

地 区 名		1,000㎡当たり決済金	地 区 名		1,000㎡当たり決済金			
第 1 地 区		31,570円	城 内 地 区		17,047円			
第 2 地 区		45,694円	県 ぼ 第 2 地 区		1,589円			
排 水 地 区		29,078円	県 ぼ 第 4 地 区		960円			
沼 崎	沼 崎	74,357円	県 ぼ 第 10 地 区		2,827円			
地区	大 平 前	24,924円	県 ぼ 第 11 地 区		2,151円			
内 浦 地 区		88,066円	県 ぼ 第 13 地 区		13,897円			
米 山 地 区		45,279円	長沼	町 新 田 区	21,905円			
			地区	地 糧 区	19,374円			
			北 浦 地 区		29,534円			
県 ぼ 第 1 地区	千 貴 分 区	千 貴 区	144円		北 浦 地 区	29,534円		
		野 谷 地 区	430円		平 準 化 事 業	第 1 地区	千 貴 区	676円
	畑 岡 分 区	1,945円		野 谷 地 区			1,073円	
一 の 曲 分 区		1,821円				一 の 曲 分 区	34,146円	
沼 南 部 地区	泥 内 区	47,775円		平 準 化 事 業	第 6 地 区	14,348円		
	土 手 ノ 内 区	33,991円				第 11 地 区	21,745円	
	茂 伝 治 区	23,439円			平 貝 地 区		51,358円	
野 谷 地 地 区		25,242円		添 沼 地 区		24,925円		

用水路で遊ばないでね!

今年も4月28日から本田掘水が一斉に開始され、各用排水路は大変危険な箇所となります。特に子供達の水遊びについては、地域ぐるみで声をかけ、悲しい水難事故防止に御協力をお願いします。



こんな時も届け出て下さい!

当土地改良区が管理する施設及び工作物等を、事故等により破損した場合は届出して下さい。また、目撃したときは、当土地改良区に連絡するようお願いいたします。



ゴミを捨てないで!

当土地改良区が管理する水路等にゴミが不法に投棄され、水質汚濁、管理施設の故障等を来し、管理費の増大につながっています。土地改良施設は、組合員はもとより地域の大切な財産です。ゴミを絶対に捨けないよう皆様のご理解ご協力をお願いします。

表彰紹介

登米市

市政功労者表彰

平成二十三年十一月三日登米市市政功労者への表彰式がありました。席上当土地改良区総括監事の千葉清幸氏が、土地改良事業の推進に努め地域農業の振興に寄与した功績が認められ、登米市長より産業功労表彰を受けましたので紹介します。

全国土地改良事業団体連合会第五十三回全国土地改良功労者表彰

平成二十四年三月二十七日全国土地改良事業団体連合会第五十三回土地改良功労者表彰式が東京都千代田区シエーンパツハ砂防において執り行われ、その席上個人表彰の部で、多年にわたり土地改良事業の推進に寄与した功績が認められ、土地改良功労者として次の職員が全国土地改良事業団体連合会より表彰を受けたので紹介します。

総務課長 星 文昭

人事往来

◎部落連絡委員

伊 邊 幸 生 (三東)

渡 部 俊 幸 (本田)

◎職員(の部) 平成二十四年四月日付

伊 藤 孝 寿 (船越)

田 中 淳

・総務課参事

(事業課参事)

・会計課参事

千 葉 悦 朗

・事業課参事

(会計課参事兼事業課徴収係長)

・佐 藤 正 宏

(総務課庶務係長)

・鈴木 香代子

(会計課会計係主査)

・千 葉 祐 市

(会計課課徴収係主事補)

・宮城県土地改良事業団体連合会

出向

・渋谷 秀 樹

(津山土改出向)

平成二十四年度第二期課金

五月 十五日 発布

五月三十一日 限り

期限内納入に御協力をお願いします